

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年埼玉県公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「一連の調達契約」及び「一連の調達契約」を削る。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第四条第一項の規定は、この規程の施行の日以後に公告を行う一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札については、なお従前の例による。